

## 離島振興法の改正（議員立法）について

## 1. 離島振興法の制定及び改正の経緯

- ・ 昭和 28 年 議員立法により制定（10 年間の時限立法）  
以降 4 回の改正・延長。現行法の期限は平成 15 年 3 月 31 日。
- ・ 昨年（2023 年）の 7 月に、以下の改正を行うとともに、法の有効期限を 10 力年延長する改正離島振興法が成立（施行は平成 15 年 4 月 1 日）

## 2. 改正のポイント

1. 目的条項の改正（第 1 条関係）  
次の事項を明確化  
離島には排他的経済水域等を保全する等の役割があること  
地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること  
国民の利益の増進に寄与すること
2. 離島振興計画の作成（第 3, 4 条関係）  
国が基本方針を作成し、市町村が作成した計画（案）に基づいて、都道府県が離島振興計画を作成する仕組みへ変更
3. 地域特性と住民の創意工夫を生かした自立を支援する施策（第 7 条、第 18 条関係）  
ソフト事業等、公共事業以外の事業に対する助成措置に係る規定を追加  
自然公園法、農地法等における手続きに関して運用面での配慮規定を追加
4. 地域医療の充実（第 10 条関係）  
ドクターヘリに関する規定の明記、無医地区以外の地区での医療の充実を図る規定を追加
5. 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（第 13 条関係）  
高度情報通信ネットワーク等の充実を図る規定の追加等
6. 地域特性を生かした農林水産業の振興（第 14 条関係）  
基幹産業である農林水産業の振興についての重要性を明確にするとともに、  
観光業との連携の重要性を明記した規定を追加
7. 国内及び国外の地域との交流の促進（第 17 条関係）  
国民の離島に対する理解と関心を高めるとともに、地域の活性化に資するため、離島の地域特性を生かした地域間交流の促進に係る規定を追加